

平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第13号

平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則を廃止する規則

平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第14号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。